



山形県公報

令和7年12月12日（金）
第664号
毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定 (村山総合支庁地域健康福祉課) 1181
○指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 同
○市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 1182
○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧 (同) 同
○同 (同) 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数 同

病院事業局関係

告 示

- 指定納付受託者の指定 1183

告 示

山形県告示第852号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社なぎのわ	訪問看護ステーションなぎのわ 上山市朝日台一丁目5番11号	訪問看護	令和7.11.1

山形県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社なぎのわ	訪問看護ステーションなぎのわ 上山市朝日台一丁目5番11号	介護予防訪問看護	令和7.11.1

山形県告示第854号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
- (2) 名称 石鳥居東工業地区地区計画

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第855号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
- (2) 名称 東長岡工業地区地区計画

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第856号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画下水道
- (2) 名称 天童公共下水道

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月12日

山形県選挙管理委員会
委員長 紺谷 真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,205人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に

3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 207,528人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	66,613人	上山市	8,007人	南陽市	8,212人
米沢市	21,066人	村山市	6,142人	東村山郡	6,768人
鶴岡市	33,158人	長井市・西置賜郡	13,964人	最上郡	9,619人
酒田市・飽海郡	30,562人	天童市	16,711人	東置賜郡	9,837人
新庄市	9,136人	東根市	13,184人	東田川郡	7,418人
寒河江市・西村山郡	20,722人	尾花沢市・北村山郡	5,626人		

病院事業局関係

告示

山形県病院事業告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年12月12日

山形県病院事業管理者 阿彌忠之

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社メルペイ

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入

山形県病院事業局に係る物品売払金

3 指定期月日

令和7年12月1日

令和7年12月12日印刷
令和7年12月12日発行

発行所 山形県
発行人 山形県